

原子力施設等に係る検査制度の見直しについて

平成28年11月24日
原子力規制庁

1. これまでの経緯

・ 2016年4月 IRRS ミッション報告書における勧告、提言

勧告 9) リスク情報を活用した規制が行えるよう、柔軟性をもった規制検査プロセスを構築するとともに、検査官のフリーアクセス権限を確保し、対応型検査の実施を現場に近いレベルで決定できるよう、検査制度の改善及び簡素化すべき。

勧告 10) 不適合に対する罰則等の程度を決めるための執行の方針、安全上重大な事象が差し迫っている際には是正措置が迅速に決定できる手続の策定。

提言 1) 検査に関する関連規制機関との連携。

提言 10) 検査官への研修及び再研修の改善。

・ 2016年 5月～11月 「検査制度の見直しに関する検討チーム」中間取りまとめ

原子力規制委員会に、原子力規制委員、外部専門家及び原子力規制庁職員から構成される「検査制度の見直しに関する検討チーム」を設置。

事業者の参加も得つつ、6回の会合とパブリックコメントを経て検査制度の見直しの方針を中間取りまとめ。

2. 現在の検査制度と課題

・ 現行の検査制度は、施設の安全確保に係る事業者の一義的責任が不徹底（法律において不明確）であり、かつ、複雑・細分化された検査体系において、柔軟性が低い仕組みとなっているといった課題がある。

○ 規制機関による関与の形態

・ 原子炉等規制法に基づき、**規制機関は原子力事業者等に対し、安全を確保するための要求事項を示し、その遵守を義務付け**。施設の基準等への適合性や事業者の保安活動の実施状況を確認すること等により規制機関が直接的・間接的に関与を行う仕組み。

○ 検査制度の規定

- ・ 規制機関が行う検査は、各段階に応じて、**法律により種類・対象、実施時期等を規定**。
- ・ **複数の形態の検査**。要求事項への適合性の確認について、**規制機関が行うものと事業者が行うもの等が混在**。（例えば発電用原子炉施設に関し事業者が行う溶接事業者検査及び定期事業者検査については、その実施体制を規制機関が確認する審査を設けている。）
- ・ 燃料体検査や溶接検査など、**原子力事業者以外（製造事業者等）を対象とする検査が混在**。

○ 検査制度の運用

・ 保守管理に係る活動については、**検査範囲が重複する部分があるものの、運用でそれを避けている**。保安検査は保安規定の遵守状況の確認であることから、検査の対象が保安規定の範囲に限定され、**全ての保安活動を確認するものではない**。

3. 検査制度の見直しの基本的考え方

- 検査制度の見直しに当たっては、①**事業者の主体的・継続的な安全性向上への取組み等**により、②**より高い安全水準を実現すること**を目指すものとする（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を反映し、原子力安全文化に根ざした活動が定着するよう事業者・規制機関の双方の対応を強化）。
- そのための法的枠組みは、**事業者責任を明確にした体系整備**と、**規制機関が行う確認の体系整備**で構成。
- 規制機関と事業者がともに、安全上の重要性を認識し、実施状況を国民・住民に**見える形で実施**していくことが重要であり、**リスク情報の活用**、**保安活動の実績の反映**を基礎としていくものとする。

【事業者】

【規制機関】

基本理念

- 事業者の安全確保に関する一義的責任が果たされ、自らの主体性により継続的に安全性の向上が図られる
- 事業者及び規制機関の双方の努力により、より高い安全水準が実現される

役割と責任

事業者は、規制要求への適合を実現その状況を確認し、かつ、維持・向上させることにより、安全確保の一義的責任を果たす

規制機関は、事業者の適合すべき安全上の規制要求を設定
 供用開始前は、規制要求に適合していることを各段階において確認
 供用開始後は、事業者の規制要求への適合を確実なものとするために保安活動を監視・評価、行政上の措置を実施

法的枠組み

安全確保に係る一義的責任を明確にした体系（事業者検査の実施義務等）

規制機関が行う確認の体系（段階的規制の体系による供用開始前の許認可等と、供用開始後の包括的な監視・評価）

運用のポイント

安全上の重要度に応じた効果的な活動を実現するため、客観的な指標としてリスク情報、安全確保水準データを活用



事業者の保安活動の実績に応じた監視、安全上の重要度に応じた評価、行政上の措置を実施するため、客観的な指標としてリスク情報、安全確保水準データを活用

- 学会等で制定された民間規格等を活用するなど、保安活動の透明性を高める
- 積極的な情報公開、コミュニケーションを通じて、保安活動への理解を高める



- 規制判断の基準やプロセスなどの対応方針を明確にしたガイド文書等を作成・公開して、規制機関による対応の透明性・予見性を確保し、事業者の主体的取組みを促す
- 積極的な情報公開、コミュニケーションにより、規制機関の活動内容に対する信頼性を高める

(参考)

「検査制度の見直しに関する検討チーム」 中間取りまとめの概要

スライド目次

1. 現在の検査制度と課題
2. 検査制度の見直しの基本的考え方
3. 事業者責任を明確にした体系
4. 規制機関が行う確認の体系
5. 供用開始前の検査のイメージ
6. 供用開始後の監視・評価のイメージ
7. 施設定期検査の制度移行後の運用
監視・評価の結果によるアクションの例
8. 新たな制度の運用に向けて明確にすべき事項
9. 新制度の導入に想定される作業の流れ

1. 現在の検査制度と課題 (1 / 4)

○ 規制による関与の形態

- 原子力事業者等に対し**安全を確保するための要求事項を示し、その遵守を義務付け**。
- 規制機関は**複数の形態の検査**により、基準等への適合性の確認、原子力事業者等の保安活動の実施状況の監視を行っている。

原子力事業者等

規制機関

保安活動

規制機関自らが
適合性を確認

保安活動

監視

保安活動

- 要求事項を示し、遵守を義務付け
- 原子力事業者等の実施状況を確認

【基準への適合性確認】

施設定期検査（発電用原子炉施設、核燃料施設等）
（第43条の3の15、第16条の5等）

【認可された内容＋基準への適合性確認】

使用前検査

（発電用原子炉施設、核燃料施設等）
（第43条の3の11、第16条の3等）

・施設検査（核燃料使用施設）（第55条の2）

溶接検査（核燃料施設等）（第16条の4第1項等）

燃料体検査（発電用原子炉施設）（第43条の3の12第1項）

【認可された内容の実施状況の確認】

保安検査（発電用原子炉施設、核燃料施設等）
（第22条第5項等）

【事業者検査の実施体制の確認】

溶接安全管理検査（発電用原子炉施設）
（第43条の3の13）

定期安全管理検査（発電用原子炉施設）
（第43条の3の16）

【確認項目は随時設定】

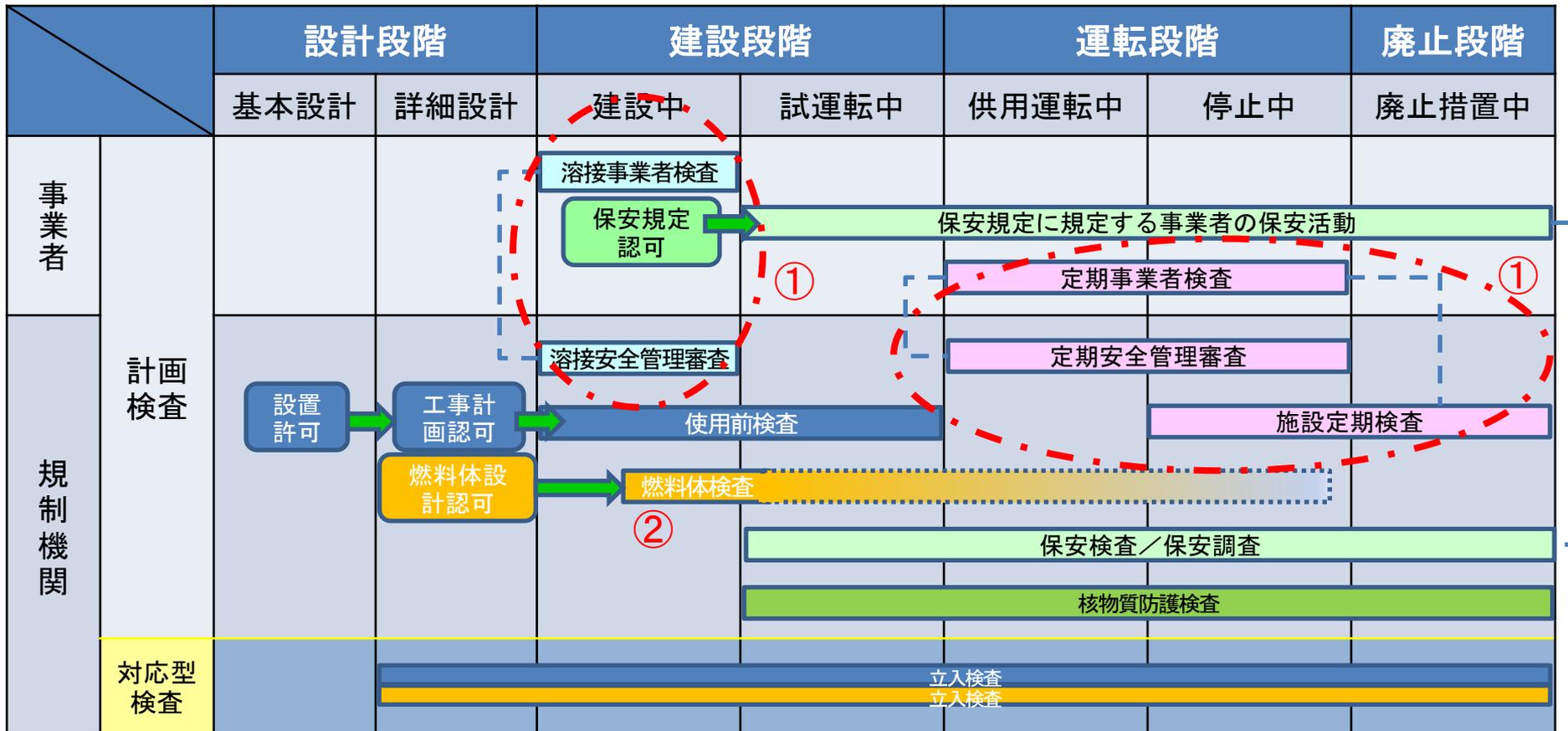
立入検査（第68条）

※ 原子力保安検査官による巡視などは法的
位置づけのない調査として実施

1. 現在の検査制度と課題 (2 / 4)

○ 発電用原子炉施設の検査制度

- 規制機関が行う検査は、各段階に応じて、**種類、実施時期等を規定**。
- 安全管理審査は、**規制機関が行うものと事業者が行うものが混在**。(①)
- 国内製造の燃料体検査は、**燃料製造事業者が検査を受ける仕組み**。(②)



(注記) 原子炉設置者以外（製造事業者等）を対象とする検査

--- 事業者が行う検査／NRAが行う検査の組合せ

1. 現在の検査制度と課題 (3 / 4)

○ 核燃料施設等の検査制度

- 規制機関が行う検査は、検査の種類、実施時期等を法律に規定。
- 施設に対する検査については、**全て規制機関が実施**。(③)
- 溶接検査は、**製造事業者等が検査を受ける仕組み**。(④)

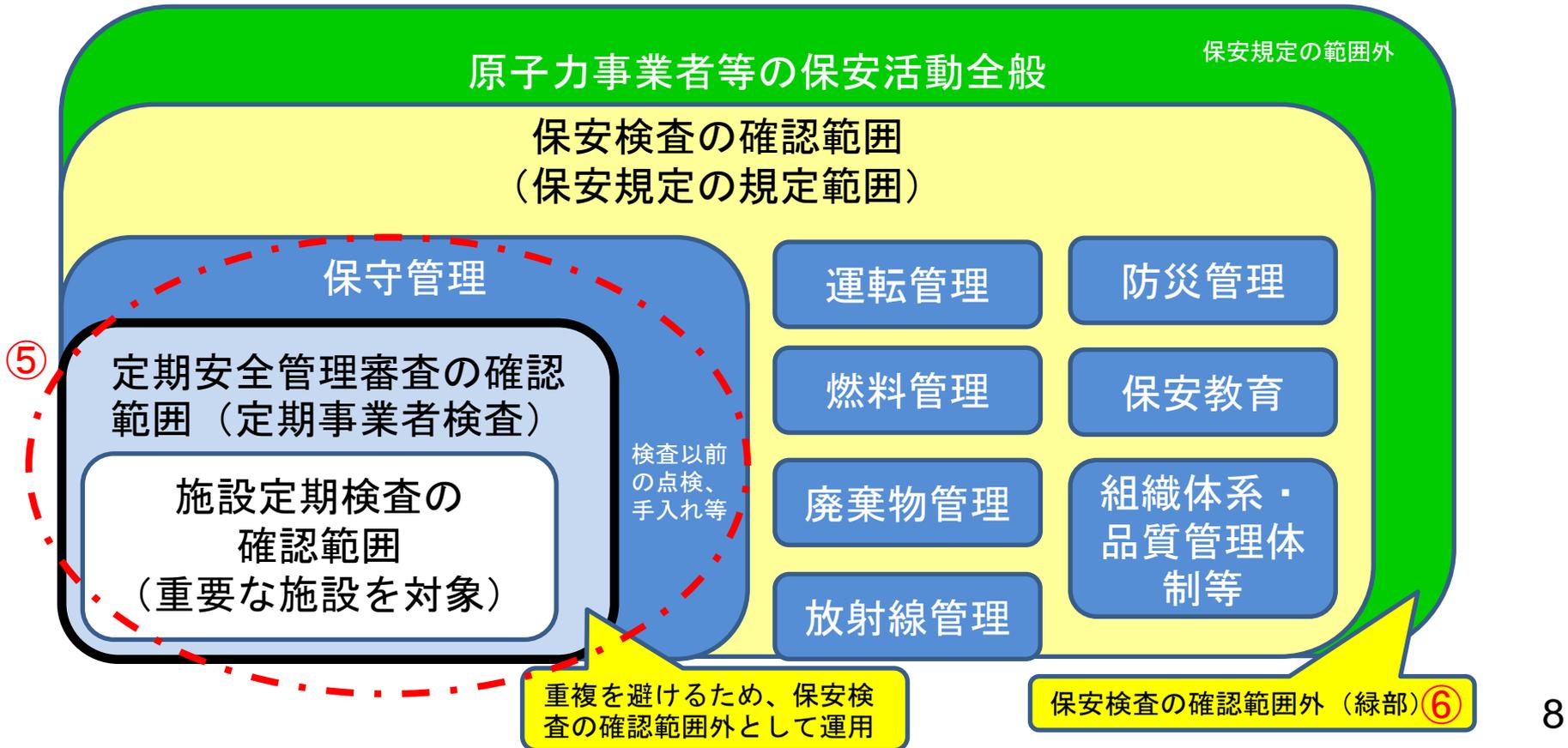
		設計段階		建設段階		運転段階		廃止段階
		基本設計	詳細設計	建設中	試運転中	供用運転中	停止中	廃止措置中
事業者	計画検査			保安規定認可	保安規定に規定する事業者の保安活動			
			溶接方法認可	溶接検査	発電用原子炉施設と違い、溶接事業者検査及び定期事業者検査が無い。			
規制機関	計画検査	指定・許可	設計工事方法認可	使用前検査			施設定期検査	
					保安検査／保安調査			
	対応型検査				核物質防護検査			
					立入検査 立入検査			

(注記) 原子力事業者等以外（製造事業者等）を対象とする検査
 - - - - 原子力事業者等が行う検査／NRAが行う検査の組合せ

1. 現在の検査制度と課題 (4 / 4)

○ 検査の範囲

- 保守管理に係る活動については、**検査範囲が重複する部分があるものの**、運用でそれを避けている。(⑤)
- 保安検査は保安規定の遵守状況の確認であることから、検査の対象が保安規定の範囲に限定され、**全ての保安活動を確認するものではない**。(⑥)



2. 検査制度の見直しの基本的考え方 (再掲)

- 検査制度の見直しに当たっては、①**事業者の主体的・継続的な安全性向上への取組み等**により、②**より高い安全水準を実現すること**を目指すものとする（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を反映し、原子力安全文化に根ざした活動が定着するよう事業者・規制機関の双方の対応を強化）。
- そのための法的枠組みは、**事業者責任を明確にした体系整備**と、**規制機関が行う確認の体系整備**で構成。
- 規制機関と事業者がともに、安全上の重要性を認識し、実施状況を国民・住民に**見える形で実施**していくことが重要であり、**リスク情報の活用**、**保安活動の実績の反映**を基礎としていくものとする。

【事業者】

【規制機関】

基本理念

- 事業者の安全確保に関する一義的責任が果たされ、自らの主体性により継続的に安全性の向上が図られる
- 事業者及び規制機関の双方の努力により、より高い安全水準が実現される

役割と責任

事業者は、規制要求への適合を実現その状況を確認し、かつ、維持・向上させることにより、安全確保の一義的責任を果たす

規制機関は、事業者の適合すべき安全上の規制要求を設定
 供用開始前は、規制要求に適合していることを各段階において確認
 供用開始後は、事業者の規制要求への適合を確実なものとするために保安活動を監視・評価、行政上の措置を実施

法的枠組み

安全確保に係る一義的責任を明確にした体系（事業者検査の実施義務等）

規制機関が行う確認の体系（段階的規制の体系による供用開始前の許認可等と、供用開始後の包括的な監視・評価）

運用のポイント

安全上の重要度に応じた効果的な活動を実現するため、客観的な指標としてリスク情報、安全確保水準データを活用

情報提供 →

事業者の保安活動の実績に応じた監視、安全上の重要度に応じた評価、行政上の措置を実施するため、客観的な指標としてリスク情報、安全確保水準データを活用

- 学会等で制定された民間規格等を活用するなど、保安活動の透明性を高める
- 積極的な情報公開、コミュニケーションを通じて、保安活動への理解を高める

← 協調して実施

- 規制判断の基準やプロセスなどの対応方針を明確にしたガイド文書等を作成・公開して、規制機関による対応の透明性・予見性を確保し、事業者の主体的取組みを促す
- 積極的な情報公開、コミュニケーションにより、規制機関の活動内容に対する信頼性を高める

3. 事業者責任を明確にした体系

- 規制機関が直接基準適合性等を確認してきた使用前検査、溶接検査、燃料体検査等について、事業者に実施を義務付けるものに変更し、安全確保の責任主体を明確化。
- 同様に、検査の前段にある燃料体設計、溶接方法の認可の取得についても、施設を運用する原子力事業者等が主体となる仕組みとする。

現行制度では規制機関が検査・確認しており、見直し後は事業者が検査・確認作業の実施主体となるもの

使用前検査 (第43条の3の11、第16条の3等)

溶接検査 (第16条の4等)

燃料体検査 (第43条の3の12)

施設定期検査

(第43条の3の15、第16条の5等)

廃棄に関する確認 (第58条)

運搬に関する確認 (第59条)

放射能濃度の確認 (第61条の2)

廃棄物埋設の確認 (第51条の6)

坑道閉鎖措置の確認 (第51条の24の2)

廃止措置の終了確認 (第43条の3の33、第22条の8等)

※ 括弧書きは現状で規制機関での確認が規定されている条文番号

4. 規制機関が行う確認の体系

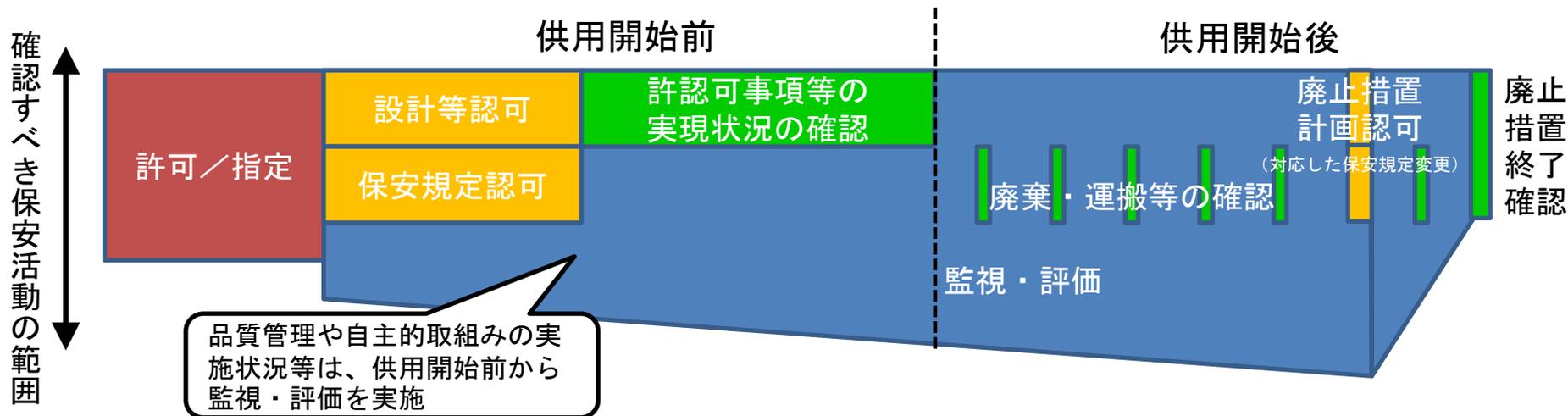
- 供用開始前の許認可を含めた一連の確認と、供用開始後の事業者の保安活動全般の確認の2本立てとして構成。なお、施設等の管理の状態が変わる時点では供用開始前と同様に要求事項が実現されていることを確認する。

供用開始前

- 作業の進捗に応じた段階的な体系とし、許認可での審査による確認、許認可後の工事等において許認可事項や基準要求が実現されていることの確認を行う。
- 設計との整合性、基準への適合性により安全上の要求が満たされていることを使用容認の条件とする。
- 国内における従来からの段階規制の考え方を維持するとともに、国際基準で求められている使用開始等の段階への移行には規制機関の判断を要するものとするに対応。

供用開始後

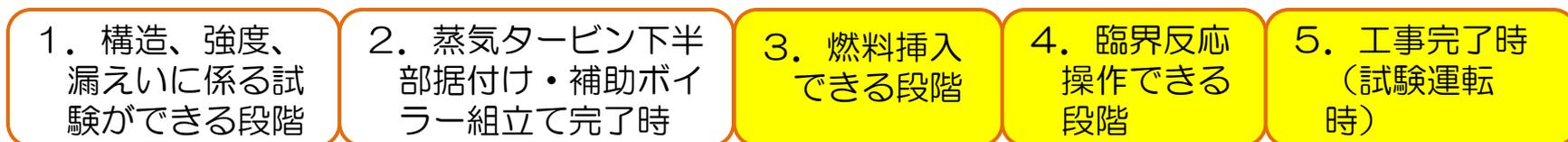
- 時期や視点を限定せず全ての保安活動をチェック
- 事業者の一義的責任が十分に果たされているかを総合的に監視・評価できるようにする。
- IRRSにおける指摘に対応。



5. 供用開始前の検査のイメージ

- 許認可事項・基準要求に適合していることを確認し、**確認できたものについて供用開始を認める体系**（現行の使用前検査と同様）。
- 確認方法は、認可時に事業者の行う検査等の内容を確認のうえ、その**事業者の検査に立ち会い、又は記録を確認**することにより行うものとする。
- 施設の一部の使用を開始しなければ許認可事項・基準要求への適合性を確認できない場合があることを踏まえ、**リスク変動が大きな段階**（原子炉本体の試運転が必要な場合の燃料装荷、臨界操作）に移行する前に、**その後の工程で求められる安全性が確保され、必要な規制要求を満足していることをチェックした上で次の段階に進むことができるという制限**をかける。

発電用原子炉施設でのイメージ



事業者の検査

非破壊・漏えい検査、
系統作動検査等

燃料体外観
検査等

炉心配置確認
検査、停止余
裕確認検査等

総合負荷検査等

事業者の操作

系統構成等

燃料装荷

臨界操作

規制機関の確認

- ①要領書の事前確認
- ②事業者の検査に立ち会い
- ③事業者の検査の記録を確認

同左
問題なければ
燃料装荷を認
める

同左
問題なければ
臨界操作を認
める

同左
問題なければ
使用を認める12

6. 供用開始後の監視・評価のイメージ

- 原子力事業者等としての責務である **保安活動全般の実施状況を監視**し、安全確保水準に係る客観的な情報を踏まえて **総合的に評価**して、保安活動の継続的改善を促す。
- 具体的には、現行の保安検査・核物質防護検査、施設定期検査（実用炉での実施内容）、定期安全管理審査、溶接安全管理審査はこの監視・評価の仕組みに一本化し、許可段階からの品質管理や廃止措置計画の遵守等の実施状況も含め、監視・評価していく。

対象

定期事業者検査（第43条の3の16第1項※）【現在は施設定期検査（第43条の3の15）・定期安全管理審査（第43条の3の16第4項）で確認】

記録（第43条の3の17、第21条等）

保安措置（第43条の3の22第1項、第21条の2第1項等）

保安規定遵守（第43条の3の24第4項、第22条第4項等）【現在は保安検査（第43条の3の24第5項、第22条第5項等）で確認】

核物質防護措置（第43条の3の22第2項、第21条の2第2項等）

核物質防護規定遵守（第43条の3の27第2項、第22条の6第2項等で準用する第12条の2第5項）【現在は核物質防護検査（第43条の3の24第2項、第22条の6第2項等で準用する第12条の2第5項）で確認】

廃棄に関する措置（第58条）

運搬に関する措置（第59条）

廃止措置計画の遵守（第43条の3の33第3項、第22条第3項等で準用する第12条の6第7項）

放射能濃度の測定等（第61条の2）

廃棄物埋設の措置等（第51条の6）

坑道閉鎖措置（第51条の24の2）

廃止措置の終了確認（第43条の3の33、第22条の8等）

海洋投棄の制限（第62条）

危険時の措置（第64条）

※ 現状で規定しているもので、発電炉以外も対象とする。

() 内は義務としている条文番号

時期

保安措置の範囲を設計、工事及びそれらの品質管理の段階に拡げ、許可／指定後から切れ目なく供用開始後を通して監視・評価を行う。評価結果の公表等は定期的に行う（四半期に一度程度を目安）。

監視・評価の結果によるアクション

罰則（第77条から第83条まで）

許可／指定の取消し、停止命令（第43条の3の20、第20条等）

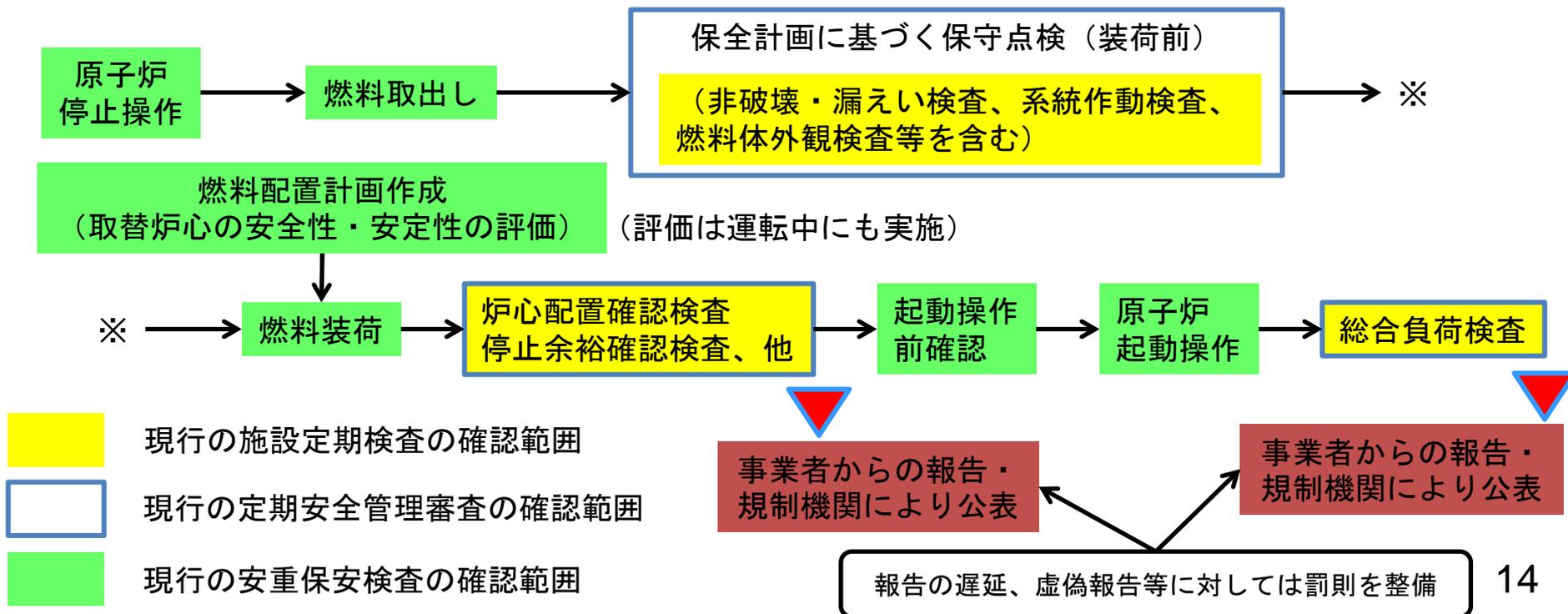
措置命令（第43条の3の23、第21条の3等、他）

助言、指導、勧告等（行政指導）

上記に加えて、一般的な責務規定として置かれている安全性向上に資する措置（第57条の9）を含め、規制により明確に要求されていない全ての保安活動を対象とする。

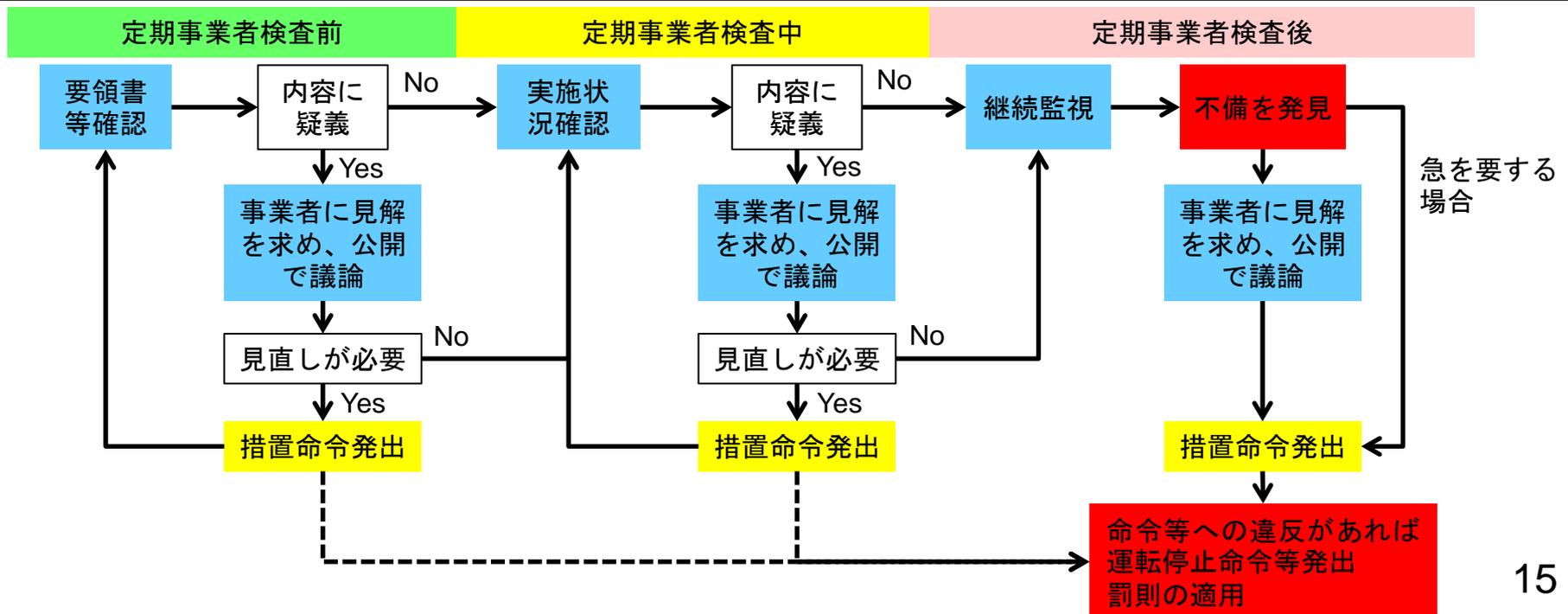
7-1. 施設定期検査の制度移行後の運用

- 発電用原子炉設置者は、定期的に**技術基準適合性を確認**するとともに、**炉心性能を確保**するため、原子炉を停止し、設備の保守点検、燃料取替え等を行い、定期事業者検査等により状態を確認のうえ、原子炉を起動し、運転を再開している。
- 規制機関は、これまで施設定期検査、定期安全管理審査及び保安検査によって確認してきた事項を新たな監視・評価の仕組みの下で継続的に確認する対象とし、**原子炉起動前及び全ての定期事業者検査が終了した段階では、その時期を確認するため事業者から報告**を求め、公表するものとする。



7-2. 監視・評価の結果によるアクションの例

- 安全確保の実施主体としての事業者の一義的責任を明確にするため、使用段階における新たな監視・評価の仕組みの下では、事業者の保安活動に対して特定の時期（例えば現行の施設定期検査の終了時など）に規制機関がその状況に了解を出すような仕組みは設けない。
- 常に行われる継続的な監視・評価の結果、保安活動に不足や明らかな疑義の点が見られた場合には、その時点で公表するとともに、法令に基づき事業者に対応を厳格に求める仕組みとする。
- さらに、実施主体を規制機関から事業者に移行する検査が適切に行われない場合の罰則規定については、不正等に対し厳しい行政上の措置を用意する。



- 今後、さらに新たな仕組みの具体的な運用の姿を明確にしていくため、以下の事項について、継続的な詳細の検討を行う。
 - (1) 新たに事業者が行うこととなる検査等に要求される事項
 - (2) 節目における規制機関による確認の時期や確認方法
 - (3) 手数料の設定
 - (4) 新たな監視・評価の対象範囲
 - (5) リスク情報の活用手法
 - (6) 事業所による安全確保の水準の実績の反映手法
 - (7) 新たな監視・評価の仕組みにおけるプロセスや評価・判断基準
 - (8) 新たな仕組みの体系・運用の継続的改善システム
 - (9) 新たな仕組みを実施する組織・体制
 - (10) 監視・評価を担う要員に対する研修実施など、人材育成、能力向上施策
 - (11) 事業者の自主的取組に係る規制機関との情報共有
 - (12) 現場における監視の実施手法

9. 新制度の導入に想定される作業の流れ

- 法改正案の内容を踏まえ、規則、運用ガイド、マニュアル文書等の整備、検査官の力量確保などの運用準備を並行的に進め、施行時期までに試運用を行った上で、円滑な制度の導入を図る。

